令和7年1月　坂井市農業委員会　　定例総会議事録

1. 開催日時　　令和7年1月27日（月）　午後2時40分～

2. 開催場所　　坂井市役所　多目的棟3階大ホール

3. 出席委員　　24名（番号は議席番号）

1番　岡村　素子	2番　清兼　義靖	3番　坪田　信次
4番　塚谷　英則	5番　木村　公明	6番　吉田　清憲
7番　水野　陽一	8番　牧野　典代	9番　大嶋　裕一
10番　本田　雄揮	11番　髙嶋　俊輔	12番　髙橋　正晃
13番　長谷川　喜道	14番　田中　愼一郎	15番　宮田　啓一
16番　中垣内　勇夫	17番　岡　直毅	18番　寺嶋　太寿男
19番　月岡　透	20番　（欠席）	21番　竹内　ゆかり
22番　宮嵜　美惠子	23番　大川　勝利	24番　田中　正信
25番　三寺　總左ヱ門		

4. 欠席委員　　1名（番号は議席番号）

20番　西　美佐

5. 出席者

（農業委員会事務局）

局長　中田　誠　　次長　佐賀　雅治

書記　村本　竜也　　書記　茶谷　倫代

（農業振興課）

主事　大島　優紀

6. 提出議案

議案第60号	農業委員の担当地区について
議案第61号	農地の公売参加に係る買受適格証明願の意見審議について
議案第62号	農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について
議案第63号	農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について
議案第64号	農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について
議案第65号	現況証明願について
議案第66号	農用地利用集積計画の決定について
議案第67号	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見審議について
議案第68号	農地の賃借料の情報提供について
報告第8号	地目変更届出（畑地転換）の報告について

7. 議事録署名人

14番　田中　愼一郎　　15番　宮田　啓一

事務局長	令和７年１月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。 本日の欠席委員は、20 番西委員の１名から欠席の届出が出ております。 したがいまして、ただいまの出席委員数は２４名でございます。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合には議席番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、三寺会長よりご挨拶をいただきます。
三寺会長	＜会長挨拶＞
事務局長	それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第５条の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、三寺会長にお願いをいたします。
議　長	はじめに、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 14 番田中愼一郎委員、15 番宮田啓一委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。 議案第６０号「農業委員の担当地区について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 無ければ、お諮りいたします。議案第６０号は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	異議なしと認めます。議案第６０号「農業委員の担当地区について」は原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第６１号「農地の公売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 無ければ、お諮りいたします。議案第６１号は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員	（異議なしの声）
議　長	異議なしと認めます。議案第６１号「農地の公売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」は原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第６２号「農地法第３条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 無ければ、お諮りいたします。議案第６２号は許可することに決定してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	異議なしと認めます。議案第６２号「農地法第３条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定いたしました。 次に、議案第６３号「農地法第４条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	次に、現地確認の報告、地元委員の意見に移ります。 現地確認の報告をお願いいたします。
委　員	＜委員報告＞
議　長	続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。 整理番号６７番を、5番木村委員お願いいたします。
木村委員	5番木村です。６７番の土地ですけれども、隣接に畑等ありますけれども、その区画、きちっと雨水等漏れ出さないように側溝等設けるというふうにお聞きしてますし、また、エステのトレーラーハウスとは言いますけども、上下水の設備も導入するということで、そのための申請はきちっと対処するというふうに伺ってますので、特段問題ないかと思います。
議　長	それでは、皆さんのご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 無ければ、お諮りいたします。議案第６３号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。

各委員	（異議なしの声）
議　長	異議なしと認めます。議案第６３号「農地法第４条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。 次に、議案第６４号「農地法第５条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	次に、現地確認の報告、地元委員の意見に移ります。 現地確認の報告をお願いいたします。
委　員	＜委員報告＞
議　長	続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。 整理番号６８番を、11 番髙嶋委員お願いいたします。
髙嶋委員	11 番髙嶋です。先ほど現地確認に行かれた委員さんの説明にもあったとおり、地元との了解も得ているということですので問題ないかと思います。よろしくお願いします。
議　長	続きまして、整理番号６９番を、16 番中垣内委員お願いいたします。
中垣内委員	16 番中垣内でございます。整理番号６９番、現地確認委員さんの説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議　長	続きまして、整理番号７０番を、3 番坪田委員お願いいたします。
坪田委員	3 番坪田です。整理番号７０番の件ですけれども、私がたまたま１回目のときに現地調査に行きました。そして今回は２回目ということなので、事務局また現地確認された委員さんの説明のとおりでありまして、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議　長	続きまして、整理番号７１番を、9 番大嶋委員お願いいたします。
大嶋委員	9 番大嶋です。整理番号７１番ですけども、現地確認に行かれました委員さんが言われたとおり何ら問題ないかなと思うので、よろしくお願いいたします。
議　長	続きまして、整理番号７２番、７３番を、23 番大川委員お願いいたします。
大川委員	23 番の大川です。整理番号７２番、７３番につきましては、砂利採取地ということで、現地確認委員さんが先ほど言われたことは間違いないと思われますので、よろしくお願いしたいと思います。
議　長	それでは、ご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 無ければ、お諮りいたします。議案第６４号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。

各委員	（異議なしの声）
議　長	異議なしと認めます。議案第６４号「農地法第５条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。 次に、議案第６５号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	それでは、現地確認の報告をお願いいたします。
委　員	＜委員報告＞
議　長	続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。 整理番号２４番を、23 番大川委員お願いいたします。
大川委員	23 番の大川です。整理番号２４番につきましては、先ほど現地確認委員さんと事務局の説明があったとおり、農地としては活用できないということで、完全なる非農地ということで、私も確認に行きましたけれども、絶対作れないと思われますので、ご審議よろしくお願いします。
議　長	続きまして、整理番号２５番を、14 番田中愼一郎委員お願いいたします。
田中愼委員	14 番田中でございます。先ほど現地確認委員さんの報告があったようにですね、これ〇〇と言ったら私が小さいときに遊んだ場所なので、竹が当たり前だったので、今さら戻すことはできないと思いますのでね、よろしくお願いしたいと思います。
議　長	続きまして、整理番号２６番を、11 番髙嶋委員お願いいたします。
髙嶋委員	11 番髙嶋です。整理番号２６番ですけれども、先ほど事務局と現地確認委員さんの説明のとおりで、農地と呼べる状態ではないと思います。ご審議よろしくお願いします。
議　長	それでは、ご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。無ければお諮りいたします。議案第６５号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	異議がないと認めます。議案第６５号「現況証明願について」は原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第６６号「農用地利用集積計画の決定について」、および、議案第６７号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見審議について」の２議案は関連がございますので、一括として

	議題といたします。農業振興課の説明を求めます。
農業振興課	＜農業振興課説明＞
議　長	本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 無ければお諮りいたします。議案第６６号および議案第６７号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	異議がないと認めます。議案第６６号「農用地利用集積計画の決定について」、および、議案第６７号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第６８号「農地の賃借料の情報提供について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	それでは、ご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。
大川委員	23 番の大川です。今の事務局の説明は分からないこともないんですが、どうせ通らないと思ってちょっと言わせてもらいますと、私は農業法人の方をやっていて、耕作をしている上で地権者の方から田んぼを借り受けてやっています。自分の考えとしたら、地権者の人がいるから私たちが成り立っているのであって、実際のところ今年、売り上げで言うと、農家の方は大体１．５倍から１．８倍ぐらいの所得向上になったと思われますので、本当はここに、その算出の仕方とかそういうのは分からないこともないんですが、できたら地権者の人にもう少し返したいという気持ちもありますし、実際そういうような電話も何件かかかってきていますので、人間の心というか、そういうようなこともちょっと考えてやっていただければ私はうれしいと思います。
事務局	大川委員さんの気持ちは十分分かるんですけども、先ほども説明しましたように、これはどこの農業委員会でも同じですけども、平成２３年１２月に全国農業会議所が出した農地の賃借料情報提供の手引というものに従ってしておりますので、あんまり価格を上げるわけにはいかないので、その辺はご了解していただきたいと思います。
事務局長	ちょっと補足をさせていただきますと、本日議案でも上げました議案第６６号、６７号の、１３ページ以降に細かい表が付いていると思います。今の賃借料につきましてはこちらのデータ、令和６年１月から１２月までの

	データをそのまま引っぱってきて、なおかつそのデータの中で平均よりも１．７倍以上するもの、または、平均の３割未満の特別なデータを除いた機械的な平均、そして最低額と最高額となっております。その中に私たちの意図というのは全くないんですけれども、どうしても平均というとそれが正解みたいな形にとらわれてしまうという面があるかも分かりませんが、あくまでも単なる平均であるということで、それぞれいろんなご事情とか圃場の条件とかもあろうかと思いますが、第１地域で申し上げますと５，０００円から２１，６００円までの幅があるということで、賃貸借の場合にはこれをあくまでも参考にしていただきながら、それぞれお話合いをしていただきたいという意図がございますので、どうかご理解をよろしくお願いしたいと思います。以上です。
坪田委員	3 番の坪田です。今のご意見、大川委員、事務局の話、もちろん分かるわけなんです。それで、ここに出る金額そのものの内容なんですけれども、用水費とか土地改良費用をどちらが払っているかによっても相当変わってくると思うんですね。だからそこら辺の情報がここに入れることができるかどうかなんですけれども、もし入れられたらそれを参考にして各地区での、地区というとおかしいんですけども、借りている方の支払いの金額にもまたこれから変わってくるんじゃないかなと思っているので、そういうこと含めてまた考えていただきたいと思っております。
事務局	用水費につきましては、市内でも大きく変わっておりますので、あまりにも契約金額が安い場合には用水費を当て込んでおります。例えば昨年で言うと、２，０００円の契約をしている場合には、そこの用水費は別に８，０００円かかっているということで、１０，０００円として計算しています。
坪田委員	全てのそういうのはこの一覧表を見て分かるわけではないんですよね。
事務局	そうですね、一覧表には実際の契約金額しか載せておりませんので、計算の途中でそれを加算しております。
坪田委員	ちょっとごめんなさい、ぴんとこないところがあるんですけれども、我々はこの賃貸料はこれをもとにして考慮しているわけなんで、先ほど言ったように土地改良費用とか用水費がこれを見て判断できる材料になっているのかどうかというのを確認したかったので。だから用水費をどちらが払っているのか、土地改良費をどちらが払っているのかということもこれを見て分かればいいんですけども、ちょっと私もこれを見て分からなかったもので質問させていただきました。
議　長	これ用水費が含んでいるのか含んでいないのかによって、かなり変わるところもあろうかと思いますね。これ用水費を入れている地区と入れていない地区と確かにあるんです。これを一本化しようというとなかなかその地区地区によってちょっと難しいところがあるのかなという気はいたします。事務局の方ではこれはどういう具合に扱っていますか。
事務局	今回の場合ですと、三国の丘陵地が含めています。それ以外は含めており

	ません。
坪田委員	土地改良とか用水費を、どちらもなんですか。
事務局	用水費を含めています。
議　長	三国は含めているということですか。
事務局	はい。
議　長	ほかは含めていないと。
事務局	はい。
議　長	それについて今度は地権者の方と話したときに、地権者の方が用水費も中に入れてねと言ったときに、そこは地主との話になるのかなとは思いますね。本当はこれ、その金額の中に公のところが入っていただけると一番、例えば中間管理機構なんかが入ってもらえると、そんなに金額のことで嫌な思いをしなくても済むのかなという気はいたしますけども、現状の場合だと言ってくれれば協力の体制の中にということは聞くんですけど、今の場合そのような形があまり見えてこないのが現状だと思います。
坪田委員	賃貸料の書いてある様式の中に、用水費、土地改良費が含む、含まないという文を入れて、含むところは丸を付けるとか、含まないところはバツを付けるとかという形で何か表現できればなと思ったもので。用水費とか土地改良、地区によって違うんですね。例えば２，０００円とか３，０００円とか。だから入っているか入っていないかを知りたいだけなので。
事務局	今回の場合は、第２地域の一部が用水費が入っているんですね。全部が入っているのなら今坪田委員おっしゃったように記載できるんですけれども、一部ですからちょっとその辺が記載どうかなとは思います。一度ちょっと検討はしてみます。
議　長	一応事務局としては検討議案としてちょっと持ち帰ってください。 ほかにご意見ございませんでしょうか。無ければお諮りいたします。議案第６８号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	異議がないと認めます。議案第６８号「農地の賃借料の情報提供について」は原案のとおり承認いたしました。 次に、報告第８号「地目変更届出（畑地転換）の報告について」を議題といたします。事務局は報告をお願いいたします。
事務局	＜事務局報告＞
議　長	以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。
	（午後３時３８分　議事終了）